

意見募集

*いただいたご意見への個別回答は行いません。結果は市ホームページなどで公表します

■提出方法：各問い合わせ先および情報公開センター（本庁舎2階）・各地区センターまたは下表に設置するご意見箱へ。左記のほか、各問い合わせ宛てに郵送またはファクス、メールでも受け付けます（特段の記載がある場合を除く）

*計画（案）等の閲覧と意見用紙の配布は各問い合わせ先およびご意見箱設置場所で行うほか、市ホームページから印刷できます

件名	計画(案)等の目的	募集期間	上記以外のご意見箱設置場所	問合せ
越谷サンシティ整備基本計画(案)	新たな越谷サンシティの施設のコンセプト、機能、整備スケジュールなどを明記した整備基本計画を策定する	2/13(土)～3/14(日)	サンシティ(越谷コミュニティセンター)	政策課(本庁舎2階) ☎963-9112、FAX965-6433、✉seisaku@city.koshigaya.lg.jp
越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の改正案	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、事業所の指定権者として安定的な制度運営を図るため、厚生労働省が定める省令に合わせ、改正を行う	2/13(土)まで	北部出張所、南部出張所	障害福祉課(第三庁舎1階) ☎963-9164、FAX963-9171、✉shogaifukushi@city.koshigaya.lg.jp
越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の改正案	児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス等について、事業所の指定権者として安定的な制度運営を図るため、厚生労働省が定める省令に合わせ、改正を行う	2/13(土)まで		子育て支援課(第二庁舎2階) ☎963-9165、FAX963-3987、✉kosodate@city.koshigaya.lg.jp

意見募集結果

いただいたご意見の要旨と市の考え方は、市ホームページで公表します。

件名	第7次越谷市行政改革大綱(案)
募集期間	11/2～12/3
意見数	3件(2人)

☎行政管理課 ☎963-9313

件名	第3次越谷市地域福祉計画(素案)
募集期間	11/2～12/3
意見数	31件(5人)

☎福祉推進課 ☎963-9320

件名	第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
募集期間	11/24～12/23
意見数	14件(5人)

☎介護保険課 ☎963-9305

件名	越谷市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(素案)
募集期間	11/2～12/3
意見数	15件(2人)

☎リサイクルプラザ ☎976-5371

傍聴してみませんか

申し込みに特段の記載がない場合は先着順の受け付けとなります。

会議名	令和3年第1回越谷市国民健康保険運営協議会
日時	2/18(木)、14:00から
会場	中央市民会館5階第2・3会議室
内容	第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画・第3期越谷市特定健康診査等実施計画の中間見直しについてなど
対象	10人(抽選)
申込み	当日、13:45までに直接会場へ

☎国民健康保険課 ☎963-9154

会議名	越谷市介護保険運営協議会
日時	2/15(月)、14:00から
会場	中央市民会館4階会議室A・B
内容	第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
対象	10人(抽選)
申込み	当日、13:45までに直接会場へ

☎介護保険課 ☎963-9305

会議名	男女共同参画推進委員会
日時	2/18(木)、15:30から
会場	サンリットビル(越ヶ谷2-8-21)3階会議室
内容	第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画(案)について
対象	10人
申込み	当日、15:30までに直接会場へ

☎人権・男女共同参画推進課 ☎963-9113

行政改革の実施状況

市では、拡大・多様化する行政課題に対応した効率的な行政運営を推進するため、平成28年度から令和2年度(2020年度)までを計画期間とする第6次行政改革に取り組んでいます。これまでの実施状況は右表のとおりです。

これらの取り組みにより得られた財源と業務効率の向上等を通じて、市民の皆さんへのサービスの充実や将来にわたるまちづくりの一層の

推進を今後とも適切に図っていきます。

第6次行政改革の取り組み状況	
累計財政的効果額(平成28年度～令和元年度(2019年度))	約5億752万円
取組の実施率	83%(41件中34件)
令和元年度の主な取り組みと財政的効果額	
①道路照明灯のLED化	約728万円の削減
②公共下水道における水洗化の促進	約280万円の増収

*金額は、各取り組みによる諸経費の削減分または歳入確保額から、その実施に要した投資的経費を除いたものです

*第6次行政改革大綱、実施計画および令和元年度取組結果報告書は、市ホームページ(下記の二次元コード)または情報公開センター(本庁舎2階)でご覧いただけます

☎行政管理課 ☎963-9313



越谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方

令和2年度(2020年度)の人間ドック検診料助成の申請・請求は3月31日(水)まで

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(3月31日までに40歳以上になる方)または後期高齢者医療制度の加入者が人間ドックに要した費用の一部を助成します。

なお、市の無料の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診された方は、人間ドック検診料助成は受けられません。

*年度内に受診結果を提出できない場合は、国民健康保険課へお問い合わせください
*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が判明した場合、助成金を返還していただきます

*人間ドックの検査項目に健康診査の基本項目が含まれている必要があります。基本項目について、詳しくは国民健康保険課へ。市ホームページからも確認できます

■申込み：直接国民健康保険課へ

*北部・南部出張所、地区センターでは受け付けません

☎国民健康保険課(第二庁舎1階)▷国民健康保険に加入の方…☎963-9154、▷後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	越谷市国民健康保険に加入の方で3月31日までに40歳以上になる方	越谷市で後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	令和2年度に受診した人間ドックの検診に要した費用で1万円を限度とし、1人につき一年度に1回の助成	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がないこと 助成を受ける年度に特定健康診査または後期高齢者健康診査を受診していないこと 	
申請・請求	人間ドックを受診後、申請書、問診・確認票(国保のみ)、請求書に次の書類を添付して申請・請求ください。申請書等は国民健康保険課で配布するほか、市ホームページから印刷できます ■持ち物： 国保・後期共通…保険証、検診機関で発行された人間ドック検診料の領収証(原本)、検診機関で発行された人間ドック検診結果の写し 国保の方…世帯主の印鑑、世帯主名義の振込先口座情報 後期の方…受診者の印鑑、受診者名義の振込先口座情報	